

岐阜県教職員組合連絡会議

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和4年11月11日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 義務教育総括監 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
1 賃金・待遇改善について		
(1)	<p>急激な物価高が今後も続くと予想され ます。 また、隣県に比べて低い給与水準が教員 志願者数減少の理由にもなっています。 多忙な教職員の勤務に報いるためにも、 若年層だけでなく全ての年代について給与 及び一時金の大幅な引き上げをすること。</p>	<p>職員の給与、勤務時間等については、民間事業所調査を踏まえて人事委員会から勧告がなされます。 県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思 います。 なお、本年度の人事委員会勧告では、給料表の引上げ改定を行うとともに一時金の支給月数4.30月から4.40 月へ引き上げることとされており、勧告を完全実施することを10月20日に提案させていただいているところ です。</p>
(2)	<p>一時金を引き上げる際には、期末手当を引 き上げること。 一時金のうち勤勉手当の比率が高まること は、人事評価を通して、学校長の権限がよ り高まり、教職員が委縮しがちとなること も、パワハラの原因にもなりかねません。</p>	
2 「働き方改革」に関して		
(3)	<p>「働き方改革」に関して、管理職に以下の指 導をおこなうこと。特に小中の管理職に対 して直接アドバイスをする機会を増やすこ と。</p>	
	<p>①「働き方改革」は教職員個人の工夫や責任 ではなく、各学校の管理職の責務であるこ とを管理職に徹底すること。</p>	<p>教職員の長時間勤務については、教職員自身において自らの働き方を見直していくことも必要である一方で、教師一人一人の 取組や姿勢のみで解決できるものではありません。 学校における働き方改革を進めるためには、県教育委員会、服務監督権者である市区町村教育委員会や、各学校の校長等の管 理職が、それぞれの権限と責任を果たすことが不可欠です。 市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図ってまいりま す。</p>
	<p>②「勤務時間の上限方針」を遵守させるよ うに指導すること。 その際に、県教委が業務削減をはかる方法 を具体的に示すこと。</p>	<p>「教職員の働き方改革プラン2022」に示しているように、財政面をはじめ県事業の実施による支援を行うほか、県教育委 員会の取組を参考に市町村教育委員会の取組を促すため、支援・働きかけを行っているところです。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
③年度途中で病休者が出た場合や、育休代替等の補充がない場合は、年度途中でも研修をなくすなど教員の負担を減らす方を管理職がとること。	病休代替や産育休代替については、本務者の方に安心してお休みいただけるように配置を進めているところです。 今後も講師の確保に努めてまいります。
④「勤務の割振り」についての研修をおこない、確実に割り振りをおこなうこと。 特に職員一斉の時間外勤務があった場合は、「勤務の割振り」を管理職が必ずおこなうこと。	管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであり、そのためには、勤務の割振りを実際に行っていくことも大切であると認識しております。 また、各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制や1ヶ月単位の変形労働時間制の運用方法について周知しているところです。 こうした制度の活用も促しながら、勤務時間の適切な割振りについて、市町村教育委員会を通じて、学校長へ指導をしてまいります。
⑤勤務時間内に会議を終了すること。 やむを得ず延長する場合は、「勤務の割振り」を必ずおこなうとともに、帰宅を希望する教職員には勤務時間外の出席を強制しないこと。	管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであり、そのためには、勤務の割振りを実際に行っていくことも大切であると認識しております。 勤務時間の適切な割振りについて、市町村教育委員会を通じて、学校長へ指導をしてまいります。
⑥管理当番（日直）は本来は管理職の業務であることを管理職に周知したうえで、その「勤務の割振り」をかならずおこなうこと。	各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制や1ヶ月単位の変形労働時間制の運用方法について周知しているところです。 こうした制度の活用も促しながら、勤務時間の適切な割振りについて、市町村教育委員会を通じて、学校長へ指導をしてまいります。
⑦管理職の方針でなくした業務・行事等を復活させたり、管理職のこだわりで業務の進め方にこだわって教職員の負担をふやすなど、「働き方改革」に逆行することをおこなわないこと。	「長時間勤務縮減懇談」で話題になりました⑦～⑩について、各教育事務所が実施する学校訪問の際に、学校人事係担当者が管理職等に業務改善の具体を助言するよう伝えたとのことです。 働き方改革の目的や具体的な改善策等、引き続き管理職等に助言してまいります。
⑧懇談のあるときは通知表の所見を記入しないこと。	

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
⑨所見や個別の指導計画の作成を集団でおこなうことや、点検を何重にもおこなう等をやめ、管理職等で分担しておこなうこと。	
⑩管理職は教職員の要望や意見を聞いて、業務や行事の削減の具体的な指示・方針を出すこと。	
⑪勤務時間前や後、休憩時間、学校休業日に、勤務の割振りなく命じられている様々な業務を削減すること。 特に地域や保護者からの要望でおこなう行事等は、教職員の負担が大きいため、削減すること。	
⑫登下校の見守り、校内清掃について、地域ボランティアへの依頼や民間委託をすすめること。（特に小学校について）	<p>教員が必ずしも担う必要のない業務の代行や、コロナ対策として学校施設の消毒等の衛生対策や感染予防のための児童生徒の健康観察の補助など、教職員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを公立学校（各小・中・義務・高・特支）に配置しております。</p> <p>今後も、各市町村教育委員会及び学校における外部人材の活用が一層促進されるよう働きかけてまいります。</p> <p>なお、令和5年度も、スクール・サポート・スタッフの配置拡充に向けた予算要求を行ってまいります。</p>
⑬勤務時間の正確な把握や、ストレスチェックの主旨・目的を教職員に毎年説明すること。	<p>勤務時間の正確な入力・記録は、退勤時刻を過ぎて勤務する場合に、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することと合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えております。</p> <p>教職員に対して本取組の意義について引き続き周知してまいります。</p>
(4) 以下のことを県教委としておこなうとともに、市町村教委にも強く促すこと。	
①学校教育計画や各種調査など、県や市町村が提出を求める文書を簡易化すること。	<p>「学校教育計画」については、設置者がその書式を決定します。</p> <p>教育行政機関の把握すべき内容が精選されているものだと考えますので、御理解いただくようお願いいたします。</p> <p>また、各種調査については、インターネット上に回答フォームを準備したり、調査項目を精選したりし、調査対象者への過剰な負担をなくすよう引き続きつとめてまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
②「勤務時間のスライド」「週休日の振替」「（4週間単位の）変形労働時間制」の勤務の割振りの運用を、県内のすべての公立学校ですすめるように働きかけること。 また、勤務の割振りについて、「年休」のように教職員個人が申請できるしくみをつくること。	各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制や1ヶ月単位の変形労働時間制の運用方法について周知しているところです。 これらの制度は、勤務時間を変更する業務があり、学校運営上支障がない場合に校長が命令することができるものであります。
③管理職に対して、「勤務時間の正確な把握の目的」「ストレスチェックの主旨・目的」についての研修をおこない、十分理解させること。	勤務時間の正確な入力・記録は、退勤時刻を過ぎて勤務する場合に、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することと合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えております。 管理職に対して、校長会等の機会を利用して本取組の意義について引き続き周知してまいります。
④教員数の少ない学校の教職員の負担を減らすこと。	教員が必ずしも担う必要のない業務の代行や、コロナ対策として学校施設の消毒等の衛生対策や感染予防のための児童生徒の健康観察の補助等、教職員の負担の軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを公立学校に配置しております。 令和5年度も、スクール・サポート・スタッフの配置拡充に向けた予算要求を行ってまいります。
⑤教員の授業持ち時間数の目安を全校種で設定し、その削減をはかること。	市町村立学校では、持ち時間数の平準化や学年に応じた空き時間数確保のため、小学校中・高学年において教科に関する専門的指導を行う「小学校専科指導教員」を配置しております。 県立学校においては、持ち時間の基準の設定や、毎日1時間以上の空き時間を確保できる持ち時間数の設定について、校長会等を通じて見直しを図っているところです。
⑥年度初めは特に多忙となるため、始業日を2～3日遅らせること。	始業日は、設置者の管理規則によって決められております。地域の実情等において決められていると考えますので、御理解のほどをお願いいたします。
⑦全ての学校への留守番電話の導入を促すとともに、設定時間をできるだけ各学校の勤務時間の終了時刻から次の開始時刻にあわせること。	「教職員の働き方改革プラン2022」に示しているように、勤務時間管理の徹底及び勤務時間を意識した働き方を推進するために、原則として勤務時間外における電話対応は行わず、留守番機能付き電話により対応することとしているところです。
⑧県教委や市町村教委が主催する科学作品展、発明くふう展、美術展、書道展、読書感想文コンクール、各種ポスターなどを全	県教育委員会が主催する各種作品展等の作品募集については、引き続き、希望する児童生徒からの応募を受け付けてまいります。 全員からの提出を求めるのは、各学校での方針によると思われるので、児童生徒や職員の過度な負担にならないように市町

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>員の児童生徒から提出させるのではなく、希望する生徒のみが提出する形式とするように各学校に促すこと。</p> <p>また、その審査員を全ての学校の代表が務めるのではなく、人数を削減すること。</p> <p>また、民間団体等が主催する作品募集は、学校を介さないようにするとともに、その審査員に教員がなくてもよいように、各団体及び市町村教委や各学校に働きかけること。</p>	<p>村教育委員会を通じて各学校に働きかけてまいります。</p> <p>審査員の人数削減について、県教育委員会では、審査委員会を社会科課題追究学習作品展では終日から半日に、科学作品展では二日間から一日に短縮するなど改善を図っており、引き続き各教育研究会と連携を図って負担軽減に努めてまいります。</p>
<p>⑨管理職が多忙なため、教職員が相談しづらかったり、職場のパワハラに十分対応できなかったり、困難を伴う担任等の保護者対応に十分対応できなかったりしています。管理職が個々の教員の状況を把握するとともに「働き方改革」をすすめるためにも管理職の負担が軽減されるようにすること。</p>	<p>教員が必ずしも担う必要のない業務の代行や、コロナ対策として学校施設の消毒等の衛生対策や感染予防のための児童生徒の健康観察の補助等、教職員の負担の軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを公立学校に配置しております。</p> <p>令和5年度も、スクール・サポート・スタッフの配置拡充に向けた予算要求を行ってまいります。</p>
<p>(5) 「働き方改革」を推進するため、研修について以下の方針を立て、指導・アドバイスすること。</p>	
<p>①一人の教員が発表する研修を3年に1回までに制限すること。</p>	<p>ご承知の通り、教育公務員には、絶えず研究と修養に励むよう努めなければいけません。急速な社会変化、若手教員の増加、教育方法の多様化等といった今日的諸課題に対応するためには、教員の資質向上は必須であり、一律に研修の機会を制限することは適切ではないと考えます。</p> <p>しかしながら、多忙化する学校現場においては、業務内容を多面的に見直し、教育委員会、学校、地域、保護者が連携し、教員が十分に研修できる時間を確保することが大切であると考えます。</p> <p>また、県教育委員会としても、各事業を進めるに当たり、資料を簡略化するなど、過度な負担とならないよう留意しているところであり、今後もそのように努めてまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
②授業研修は本人のやりたいという意思を尊重して実行し、発表後に意見交流をおこなう形式に変更すること。 事前の指導や事前研をやめるようにすること。	事前指導の有無や授業研究会の持ち方については、これまで通り、学校、授業者や主催団体のニーズを各教育事務所にお伝え願います。 県教育委員会としても、学校、授業者や主催団体と連携を図りながら、より効率的かつ効果的な研修の場となるように努めてまいります。
③研修に関わる業務は勤務時間内におこなうように、市町村教委に促すこと。	市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図ってまいります。
④ICT活用を強制しないよう、市町村教委に促すこと。	AIやIoT技術の急速な進展に伴い、Society 5.0の到来が予想される未来を生きる子ども達は、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不能な未来社会を自立的に生きていく力が必要です。 そのために、情報を主体的に選択し、活用していく力を育むよう、児童生徒一人一人へのICTの活用は、必要不可欠な環境と認識しています。 また、ICTの活用は、学習指導要領の趣旨を具現するための方途の1つであり、これまでの教育の在り方とICTとのベストミックスによる新たな教育を進め、未来に生きる児童生徒の生きる力を育むことが重要です。 今後も教育課程研究協議会や学校訪問を通じて、ICT活用の在り方とともに、全ての教員のICTリテラシーの育成や教員が授業で果たす役割の見直しなど、教員の意識改革を図れるようするとともに、一方で、ICTの活用そのものが目的となり、教員の過度な負担とならないよう配慮するよう、働きかけてまいります。
⑤研修の負担を減らすため、できるだけオンラインで実施すること。 また、オンラインであるかどうかにかかわらず、研修に参加する人数を最小限とすること。	研修については、会場への移動の負担軽減等を考慮し、積極的にオンラインを活用しながら進めております。また、研修に参加する人数については、選択研修では受講者の希望を最優先とし、適切な人数での実施に努めております。 今後も、研修のねらいや内容に応じて、適切な参加人数を設定するとともに、受講者の負担を配慮しながら集合型研修とオンライン研修のそれぞれのメリットを生かした研修の実施に努めてまいります。
(6) 研修校について、以下の方針を持つこと。	
①研修校の負担を減らすこと。 教育実習生を担当する場合は、一人の教員が担当する実習生を一人に限定すること。	岐阜市内の教育実習校における教育実習の受入れについて見直し、教員一人が実習生一人を担当することを原則に、教育実習校が受け入れる教育実習生をこれまでの半数以下にしました。 岐阜市以外の市町村において、教育実習の受け入れを拡充し、県全体で教員養成に取り組むようにしています。 また、研修制度については、「働き方改革プラン2022」において、見直しを位置付けており、月45時間年360時間の上限方針の中で、県内の各学校がその研修内容を教育現場で広く活用できる、今日的な課題を解決する研究へと改善を進めてまいります。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
②実習校・研修校に異動を希望する教員が減少する中、通常の異動で研修校・実習校に転動した場合であっても、大きな負担が課せられています。負担の大きい実習校・研修校を廃止すること。	研修制度については、「働き方改革プラン2022」において、見直しを位置付けており、月45時間年360時間の上限方針の中で、県内の各学校がその研修内容を教育現場で広く活用できる、今日的な課題を解決する研究へと改善を進めてまいります。
(7) 「病気休暇」「病気休職」の原因を調査・分析した上で、予防する施策をおこなうこと。	教員が疲弊することなく、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、働き方改革や働きやすい職場環境づくりについて働きかけてまいります。
(8) 全国学力・学習状況調査対策を目的とする授業や宿題などを行わないよう、市町村教委に指示すること。	全国学力・学習状況調査の目的を、教育事務所を通して市町村教育委員会に改めて確認するとともに、今後も各学校において過度な事前対策が行われることなく、目的どおり調査が実施されるよう働きかけてまいります。
3 教員配置に関して	
(9) 年度当初から、教職員の配置がない学校があり、教職員の過重な負担の原因となっています。教職員定数通りの人員を配置すること。	学校運営に支障を来さないよう、教職員定数の人員確保に努めてまいります。
(10) 病休代替や産休・育休・育短の代替を確実に確保し、配置すること。	病休代替や産育休代替については、本務者の方に安心してお休みいただけるように配置を進めているところです。今後も講師の確保に努めてまいります。
(11) 臨時的任用教職員の不足に対応するため、教員採用の募集人数を大幅に増やすこと。	教職員の年齢構成や定年延長制度の導入等を踏まえ、中長期的な採用計画に基づき教員採用選考試験を実施し、「岐阜県公立学校教員採用候補者名簿」を作成していることをご理解ください。
(12) 長時間労働の是正のため、教職員の加配をすすめるなど、業務量に応じた教員数の確保をおこなうこと。	今後も、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。
(13) 少人数指導教員が単独で授業をおこなう時数を増やし、教員の持ち時間数をへらすこと。	習熟度別学習やTT学習を通して、児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応ができるよう少人数指導加配教員を配置しております。専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ち時間数軽減等働き方改革を進めるため、小学校専科指

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
		導加配教員の配置を進めているところです。
(14)	小学校の教科専科の配置を増やすこと。	小学校における専科指導の充実については、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要であり、本県においては、専門性を一層重視した指導体制を構築するために、平成28年度から専門指導を行う教員を配置しております。 なお、令和4年度については、専科指導に係る加配教員を昨年度より9名増員しました。 県教育委員会としても、今後も、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。
(15)	小学校教員が中学校の、中学校教員が小学校の免許を取得するための機会を作り、その費用を保証すること。	小学校、中学校の両免許状を所有していない方を対象に、1校目または2校目に配置されている期間内に必要単位を修得し、両免許状の取得ができるよう「小学校免許中学校免許の取得推進教員」制度を設けています。
(16)	免許外教科担任は負担がとても大きいことから、免許外での授業担当を極力減らすこと。 特に受験を控えた3年生の授業を免許外の教員が受け持つことがないようにすること。	中学校での免許外教科担任の解消について、教員の配置は基本配当がベースとなっており、学校の規模によっては基本配当で全教科揃うことが難しい学校もあります。 そこで、免許外教科担任解消非常勤講師の配置や兼務によってできる限り免許外教科担任による指導が減るように努めています。特に免許外教科担任解消非常勤講師は、平成20年度から大幅に増員しました。それ以降も同非常勤の定数確保に努めています。
4 部活動改革に関して		
(17)	「中学校部活動指針」「高等学校部活動ガイドライン」の遵守を徹底し、中学校の土日の部活動の地域クラブ化だけにとどまらず、高校でも地域クラブ化をすすめるとともに、平日を含む部活動指導のあり方全般を改善すること。	中学校部活動指針及び高等学校部活動ガイドラインの遵守や、部活動指導のあり方に係る改善については、研修会等の場において周知徹底し、各校で対応していただいております。 高校の部活動の地域移行に関しては、国への提言の中で、「自らの意思で部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中でのスポーツ・芸術活動等に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。 一方、高等学校等においても、スポーツ・文化芸術等を通じた生徒の心身の健全育成や教職員の働き方改革の観点は重要であり、学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組むことを望みたい。」とあることから、これまで通り学校部活動としての活動となります。 また、将来的な地域移行の可能性を検証するため、県内3校において、地域の民間団体と連携し、部活動を含めた県立学校教員の働き方改革のモデル事業に取り組んでいます。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
5 研修について		
(18)	<p>採用10年までの特別支援学級での複数年指導経験（以下この研修）について、その実施方法を早急にあきらかにすること。</p> <p>また、実施に際しては、研修を受け入れる側も含め、この研修に関わる教員の業務負担が過重にならないように配慮した計画をたてること。</p> <p>この研修の期間中は、他の研修はおこなわなくてもよいようにすること。</p> <p>この研修で特別支援学級の児童・生徒への援助が不十分となることがないようにすること。</p>	<p>総合教育センターでは、特別支援学級及び通級指導教室（言語）担当経験年数2、3年目の教員に対し、個別の指導計画に沿った授業づくりに係る講話及び授業実践を通して専門性の向上を図ることを目的とした選択研修を実施しております。</p> <p>同研修では、実践者から個別の指導計画の活用方法や具体的な授業実践を学ぶことができ、受講者の満足度も高い研修となっておりますが、受講者が勤務校で授業実践を行う際の準備等やその指導にあたる教員の過重負担とならないよう、研修において授業実践等の進め方について指導助言してまいります。</p> <p>また、6年目研修や中堅教諭等資質向上研修等、悉皆研修との重複を避けるよう受講希望者に周知してまいります。</p>
6 国への要望に関して		
(19)	<p>国に対して、義務教育費国庫負担金の国負担割合を3分の1から2分の1に戻すように要請すること。</p>	<p>国負担割合については、義務教育費国庫負担法に基づく制度であり、今後も、動向を注視してまいります。</p>
(20)	<p>教員の業務量が多いことや、それに見合った手当がなされていないことから、教員の志願者減が問題化するとともに、給特法の不備が指摘されています。</p> <p>給特法で規定する教職調整額を実態にあわせ、労働の対価が確実に支払われるように、国に働きかけること。</p>	<p>県教育委員会としても、国に対し、教員の勤務実態と大きくかけ離れた教職調整額の制度を実態に見合ったものに見直すよう増額を要望しており、引き続き、動向を注視してまいります。</p>
(21)	<p>「保護者対応」を担任と協力しておこなったり、「給食時間の指導」をおこなうことが可能な小学校の「副担任」制度の創設を国に働きかけること。</p>	<p>学校の教員数は、学級数により配当されるため、学校によっては、学級担任をもたないフリーの教員がない学校もあり、現状では副担任を措置することは難しいです。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和4年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
(22)	全国学力・学習状況調査を悉皆調査から抽出調査にすること。	<p>本調査は、国の定め（全国学力・学習状況調査の実施要領）により、原則として該当学年の全児童生徒を対象とすることになっています。</p> <p>なお、本県では、各市町村教育委員会や各学校が、児童生徒の学力や生活習慣等の傾向を把握・分析し、より実効性のある指導改善サイクルを確立することができるよう、県教育委員会として指導改善資料「子どもの目線に立つ」を毎年発行し、学力向上推進会議を実施するなど、調査結果を有効に活用し、各学校における指導が充実するよう、今後も支援をしてまいります。</p>